毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
編集　総務部人事局法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○道営土地改良事業計画の決定……（農業施設管理課）　39
○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　39
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）　40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　40
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　40
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　41
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　41

告　　示

北海道告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成21年２月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年２月17日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
上磯	地域水田農業再編緊急整備［緊急整備型］（暗きょ排水、区画整理、農業用用排水施設）	北海道渡島支庁
リヤムナイ第2	ため池等整備［用排水施設整備］	北海道後志支庁
金子	基幹水利施設ストックマネジメント	北海道空知支庁
晩翠	経営体育成基盤整備（農業用用排水施設、暗きょ排水、区画整理）	同
月形南部	地域水田農業再編緊急整備［緊急整備型］（暗きょ排水、客土、農業用用排水施設）	同
幌向	農地集積加速化基盤整備（農業用用排水施設、区画整理）	同
川向	同（農業用用排水施設、客土、暗きょ排水、区画整理）	同
大沼	同	同
札豊	同	同
滝川西	同（農業用用排水施設、暗きょ排水、区画整理）	同
西和	ため池等整備［一般型］	北海道上川支庁
福原	同［用排水施設整備］	同
興農	経営体育成基盤整備（農業用用排水施設、客土、暗きょ排水）	同
かなやま湖畔	中山間地域総合整備（農業用道路、客土、暗きょ排水、鳥獣侵入防止施設、農用地改良保全）	同
山部御料	農地集積加速化基盤整備（農業用用排水施設、客土、暗きょ排水、除れき）	同
名寄東	同（区画整理）	同
築別	基幹水利施設ストックマネジメント	北海道留萌支庁
羽幌中央	同	同
苫前	中山間地域総合整備（農業用用排水施設、暗きょ排水、区画整理）	同
南るもい	同	同
知来	基幹水利施設ストックマネジメント	北海道網走支庁
きたみらい	草地整備［公共牧場中核型］（区画整理）	同
遠軽	同	同
網走南部西	畑地帯総合整備［担い手支援型］（区画整理、暗きょ排水、土層改良）	同
常呂岐阜	同（農業用用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良）	同
東和	農地集積加速化基盤整備（区画整理）	北海道胆振支庁

北海道告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成21年２月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年２月17日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所

昭　　栄	経営体育成基盤整備（農業用用排水施設、客土、暗きょ排水、区画整理）	北海道空知支庁
奈井江瑞穂	同	同
大 願 東	同	同
由　　良	同（農業用用排水施設、暗きょ排水、区画整理）	同
岐　　阜	同	同
多度志北	同	同
内　　園	同	同
花月第２	同	同
東　　山	同	同
新 双 誠	同（農業用用排水施設、暗きょ排水）	同
南長沼中央	同（農業用用排水施設、区画整理）	同
杵　　臼	農地集積加速化基盤整備（農業用用排水施設、農業用道路、客土、暗きょ排水、区画整理）	同

北海道告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年２月17日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林の所在場所　　函館市原木町375の１
２　指　定　の　目　的　　土砂の崩壊の防備
３　指　定　施　業　要　件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第110号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年２月17日

北海道知事　高　橋　はるみ

１⑴　保安林予定森林の所在場所　　島牧郡島牧村字原歌町484の２（国有林。次の図に示す部分に限る。）、480の１・491・492・501の１（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）
⑵　指　定　の　目　的　　土砂の崩壊の防備
⑶　指　定　施　業　要　件
ア　立木の伐採の方法
㋐　主伐は、択伐による。
㋑　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㋒　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

２⑴　保安林予定森林の所在場所　　勇払郡むかわ町穂別和泉344地先・60の２（以上１筆地先１筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、26の２・343の１・344（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）
⑵　指　定　の　目　的　　土砂の流出の防備
⑶　指　定　施　業　要　件
ア　立木の伐採の方法
㋐　主伐は、択伐による。
㋑　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㋒　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年２月17日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　解除予定保安林の所在場所　　伊達市館山町５の５・山下町175（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備
３　解　除　の　理　由　　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第112号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年２月17日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　解除に係る保安林の所在場所　　上磯郡木古内町字大釜谷123（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備
(3)　解　除　の　理　由　　道路用地とするため
2(1)　解除に係る保安林の所在場所　　標津郡中標津町字俵橋1644の29・1644の33（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備
(3)　解　除　の　理　由　　河川管理施設用地とするため
3(1)　解除に係る保安林の所在場所　　標津郡中標津町字俵橋1644の29・1644の33（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　　魚つき
(3)　解　除　の　理　由　　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年２月17日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　　霧害の防備
3　変更後の指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正　誤

○平成21年１月30日（第2047号）

北海道規則第５号（北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
63	右	27

誤　A及びB
正　A、B及びC

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,090円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社